

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白岡白寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

※職員が理事を兼務する場合は、業務内容と職責を勘案し、役員等兼務手当を職員給与として支給する。

理事長 200,000 円

業務担当理事 20,000 円（理事長の事務補助及び理事会事務、情報セキュリティー、リスクマネジメント、業務効率化、人材育成、第二種社会福祉事業等の業務を担当する場合。）

理事 10,000 円

- (1) 常勤の理事 報酬（役員報酬、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当

該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬

- ① 常勤の理事の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- ② 常勤の理事の報酬総額（年額）を定めて、その限度額内で理事会において決定する。

(2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支給する。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、職員給与規定に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月17日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

常勤理事俸給表

役位	号	月額
常務理事	1	350,000
	2	400,000
	3	450,000
	4	500,000
	5	550,000
	6	600,000
専務理事	7	650,000
	8	700,000
	9	750,000
	10	800,000
	11	850,000
	12	900,000
理事長	13	950,000
	14	1,000,000
	15	1,050,000
	16	1,100,000
	17	1,150,000
	18	1,200,000
	19	1,250,000
	20	1,300,000
	21	1,350,000
	22	1,400,000
	23	1,450,000
	24	1,500,000
	25	1,550,000
	26	1,600,000
	27	1,650,000
	28	1,700,000
	29	1,750,000
	30	1,800,000

別表第2（常勤の理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数	
役位	役位係数
理事長	1.0
専務取締役	1.0
業務担当理事	1.0

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	1日 4時間未満	1日 4時間以上
理事会等会議への出席	30,000円	50,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	30,000円	50,000円

(2) 監事

	1日 4時間未満	1日 4時間以上
監事監査、理事会等への出席	30,000円	50,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	30,000円	50,000円

別表第4（評議員の報酬）

	1日 4時間未満	1日 4時間以上
評議員会等への出席	30,000円	50,000円
上記の他, 法人・施設業務のための出勤	30,000円	50,000円

別記1 役員等の報酬の支給基準

常勤役員の報酬は、役員手当として支給するものとし、①-(1)民間事業者の役員の報酬、①-(2)埼玉県知事の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として、それらの上限額を超えないことを支給基準とし、別表1、2、3に記載のとおり、算定するものとする。

①-(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模（従業員数）	役員平均年収
従業員 300 人未満	3,109 万円
従業員 300~999 人未満	4,043 万円
全体	4,381 万円

出所：一般財団法人 労務行政研究所：労政時報「役員報酬・賞与等の最新実態」平成 25 年度データ

①-(2)埼玉県知事の報酬

平成 28 年度 埼玉県知事報酬月額	1,420,000 円
平成 28 年度 埼玉県知事報酬月額×15	21,300,000 円

②社会福祉法人白岡白寿会常勤職員の給与（平成 29 年 4 月度平均額）

算定年月	常勤職員の給与平均月額	常勤職員の給与平均年額
平成 28 年 4 月度	244,634 円	4,012,000 円

③法人の経理の状況等

平成 29 年 3 月度決算における資金収支 事業活動資金収支計算書の事業活動資金収支差額及び事業活動資金収支差率

決算年度	事業活動資金収支差額	事業活動資金収支差率
平成 29 年 3 月期	8,638,817 円	2.6 %

平成 29 年 3 月決算 事業活動収入 332,888,574 支出 324,249,757